

議案第 57 号

狭山市火災予防条例の一部を改正する等の条例

(狭山市火災予防条例の一部改正)

第 1 条 狭山市火災予防条例 (昭和 36 年条例第 24 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「以下のもの」の次に「及び次条に規定するもの」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(急速充電設備)

第 11 条の 2 急速充電設備 (電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。) に充電する設備 (全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 50 キロワットを超えるものを除く。) をいう。以下同じ。) の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐^{きょう}体は、不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (1 0) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (1 1) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (1 2) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (1 3) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (1 4) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第 1 項第 2 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号の規定を準用する。

第 1 2 条第 2 項中「前条第 1 項」を「第 1 1 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「前条第 1 項第 3 号の 2 」を「第 1 1 条第 1 項第 3 号の 2 」に改め、同条第 4 項中「前条第 1 項第 7 号」を「第 1 1 条第 1 項第 7 号」に改める。

(狭山市火災予防条例の廃止)

第 2 条 狭山市火災予防条例は、廃止する。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 2 4 年 1 2 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、同条の規定による改正後の狭山市火災予防条例第 1 1 条の 2 の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

平成24年8月30日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を定めるとともに、埼玉西部消防組合を設立し、消防事務を共同して処理することに伴い、狭山市火災予防条例を廃止したいので、この案を提出するものである。